

第4次狭山市教育振興基本計画 パブリックコメント実施結果

【概要】

■公表期間

令和8年1月10日(土)から2月9日(月)まで

■閲覧場所・方法

狭山市公式ホームページ/市役所(1F情報公開コーナー、5F教育総務課)/各公民館、入曽地域交流センター、各図書館

■提出方法等

持参/郵送/電子申請

■意見等を提出できる方

市内在住、在勤、在学の方/市内に事務所、事業所を有する個人及び法人その他の団体/市税の納税義務者/計画の利害関係者

【結果】

■意見等の提出者

1人(個人・電子申請)

■意見等の提出件数

3件

■素案へのご意見等と市の考え

以下の表のとおり

No.	項目	寄せられたご意見	市の考え	修正有無
1	第4章 1 確かな学力と時代の変化に対応する力の育成	現状と課題に「今後は学校運営協議会や地域学校協働活動(SCSC)との更なる連携、地域団体や人材を生かした体験活動の充実の必要があります。」と記載されているが、施策の方向性や取組として、学校運営協議会や地域学校協働活動との更なる連携に該当する記載がない。必要なら施策化をして取り組んでください。	ご指摘の当該施策においては、詳細な方向性や取組内容を記載することで、学校が柔軟に企画・実施していく取組の幅を狭めてしまう可能性を懸念しております。そのため、詳細な取組や内容の列挙は控え、学校運営協議会や地域学校協働活動との連携を重視しながら、地域の皆様と協力して、多様な活動を支援していく方針を示しております。	無
2	第4章 2 豊かな心の育成と健康・体力の増進	35ページのいじめ・不登校問題について:スクールカウンセラーや相談員、スクールソーシャルワーカーの配置はもちろんですが、教員の負担軽減と親族な課題解決のために令和6年度からスクールロイヤー制度が全国的には導入され、近隣市では志木市が導入しています。狭山市はスクールロイヤー制度を検討しないのですか?「いじめ」ではなく、傷害罪や名誉棄損罪などの罪であることを前提にしないと、いじめ問題の解決は難しいのではないのでしょうか? 36ページ不登校の防止策の推進:児童・生徒が減少しているにも関わらず不登校が増えている中で、校内の居場所はスペシャルサポートルームだけで良いのでしょうか?東京都内の公立小中学校の中には、小学校の空き教室に児童館を設置したり、中学校の中に校内の居場所づくり(通常教室以外の場)を設置したりしています。現在は不登校という結果になっていませんが、心理的に不登校予備軍でもある児童・生徒をフォローできる場が校内でも地域でも良いのであると良いと思います。(校内にあると給食を食べられるという利点があるので、校内につくる強みがあるとも思いますが、色々な形で段階的にできると良いです。)	現在、埼玉県のス쿨ロイヤー制度があり、県の仕組みを通して専門家の支援を受けることが可能であるため、県の支援体制を活用しながら必要に応じて市の法務担当と相談しながら対応を図っていくことができると判断しております。ただし、いじめ・不登校問題の対応を強化していくことの必要性は強く認識しておりますので、本市におけるスクールロイヤー制度の導入については引き続き研究してまいります。 次に、不登校児童生徒の校内の居場所については、これまで保健室や相談室等が利用されておりましたが、令和6年度からスペシャルサポートルームの設置を実施した段階です。まだ、活用が始まって間もない状況ですので、運用について各校で様々な方法を試しながら、不登校児童生徒の適切な居場所について検討してまいります。	無
3	第4章 4 学校・家庭・地域の絆づくりの推進	取組1で、「PTAや学校支援ボランティアセンター(中略)が行う活動を地域学校協働活動として位置づけ」とあるが、何でも地域学校協働活動として位置付けて活動回数を増やそうというのは如何なものか?各団体・組織が単体でできるものは単体でやれば良く、単体ではやりにくいものを地域学校協働活動という枠組みを使用して、他の団体・組織と連携・協働しやすくするのが本来の姿ではないか?	地域学校協働活動は、学校応援団の仕組みを発展させた形態として、PTAや学校支援ボランティアセンター・公民館など、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で次世代を担う子供たちの学びや成長を支える活動であります。教育委員会といたしましては、今後もコミュニティ・スクールの機能を強化する取組のひとつとして、個人や団体を問わず、学校と地域が相互に連携・協働して行う様々な活動を支援・推進してまいります。	無